

中央社会保険医療協議会 総会 （第67回） 議事次第

平成17年7月13日（水）
東海大学校友会館「阿蘇の間」
（霞ヶ関ビル33階）

議 題

- 薬価調査について
- 特定保険医療材料価格調査について
- 医療機器の保険適用について
- 今後の検討の進め方について

平成 1 7 年度に実施する医薬品価格調査（薬価本調査）について（案）

1 趣旨

薬価基準の改正の基礎資料を得ることを目的として、薬価基準に収載されている全医薬品について、保険医療機関及び保険薬局に対する医薬品販売業者の販売価格及び一定率で抽出された医療機関等での購入価格を調査。

2 調査期間

平成 1 7 年〇月取引分を対象として平成 1 7 年〇月〇日から同年〇月〇日までの間に実施。

3 調査の対象及び客体数

（１）販売サイド調査

保険医療機関及び保険薬局に医薬品を販売する営業所等の全数

医薬品卸売一般販売業者調査客体数 約 3, 0 0 0 客体

歯科用薬剤販売業者調査客体数 約 7 0 0 客体

（２）購入サイド調査

- ① 病院の全数から、層化無作為抽出法により 1 0 分の 1 の抽出率で抽出された病院

調査客体数 約 9 0 0 客体

- ② 診療所の全数から、層化無作為抽出法により 1 0 0 分の 1 の抽出率で抽出された診療所

調査客体数 約 1, 0 0 0 客体

- ③ 1 ヶ月の処方せんの受付枚数が 3 0 0 枚以上の保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により 2 0 分の 1 の抽出率で抽出された保険薬局

調査客体数 約 1, 5 0 0 客体

4 調査事項

薬価基準に収載されている医薬品の品目ごとの販売（購入）価格及び販売（購入）数量を調査。

平成17年度に実施予定の特定保険医療材料価格調査について(案)

1. 趣旨

材料価格基準の改正の基礎資料を得ることを目的として、特定保険医療材料について、保険医療機関、歯科技工所及び保険薬局に販売する医療機器販売業者の販売価格及び一定率で抽出された医療機関等での購入価格を調査。

2. 調査期間

平成17年〇月から同年〇月取引分を対象とし、平成17年〇月〇日から同年〇月〇日の間で実施(ただし、ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び保険薬局調査分については、平成17年〇月取引分のみを対象)。

3. 調査の対象及び客体

(1)販売サイド調査

保険医療機関、歯科技工所及び保険薬局に特定保険医療材料を販売する医療機器販売業者の全数

調査客体数 約5,200客体

(2)購入サイド調査

- ① 病院、一般診療所(歯科診療所を除く。以下同じ。)の全数を対象とし、以下のように抽出された病院及び一般診療所を客体とする。

ア 病院の全数から、層化無作為抽出法により4分の1の抽出率で抽出された病院

調査客対数 約2,300客体

イ 一般診療所の全数から、層化無作為抽出法により80分の1の抽出率で抽出された一般診療所

調査客体数 約1,200客体

- ② 歯科診療所の全数から、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された歯科診療所

調査客体数 約1,100客体

- ③ 歯科技工所の全数から、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された歯科技工所

調査客体数 約130客体

- ④ 1ヶ月の処方せんの受付枚数が300枚以上の保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により20分の1の抽出率で抽出された保険薬局

調査客体数 約1,500客体

4. 調査事項

材料価格基準に記載されている特定保険医療材料の品目ごとの販売(購入)価格及び販売(購入)数量を調査。

1. 医科

新たな保険適用 区分A2(特定包括)(特定の診療報酬項目において包括的に評価されている区分) 保険適用開始年月日:平成17年7月1日

薬事法承認番号	販売名	保険適用希望者	決定機能区分
21400BZG00032000	C-スキャン	大洋電子株式会社	MRI装置
21600BZY00666000	レーザードップラー血流計 MoorLDI	株式会社モンテシステム	体液量等測定装置(IV)(2 血流量測定)
21600BZZ00440000	超音波血流計 TRY-1	大洋電子株式会社	体液量等測定装置(IV)
21700BZY00146000	HG230シリーズCPAP装置	株式会社佐多商会	在宅人工呼吸器(Ⅲ)
21700BZY00209000	3000シリーズシリジホンプ シリジホンプ3500	スター・フロンテ株式会社	精密持続点滴装置
21700BZY00214000	Alpha RT 乳房撮影装置	ジーイー横河メディカルシステム株式会社	診断用X線装置
21700BZZ00073000	O2グリーン静音IT-5L コンフォライフIK-550 ピュアオキシ5L ニューさわやかサンソ SS-55	株式会社医器研	酸素供給装置(Ⅰ)
21700BZZ00074000	O2グリーン静音IT-5LA コンフォライフIK-550FV		酸素供給装置(Ⅰ)
21700BZZ00087000	東芝スキャナ Aquilion TSX-201A	東芝メディカルシステムズ株式会社	CT撮影装置
21700BZZ00158000	VISERA 膀胱腎盂ビデオスコープ OLYMPUS CYF TYPE VA2	オリンパスメディカルシステムズ株式会社	内視鏡
21700BZZ00180000	テルフュージョン輸液ポンプTE-261	テルモ株式会社	精密持続点滴装置
21700BZZ00199000	VISERA 耳鼻咽喉ビデオスコープ OLYMPUS ENF TYPE V2	オリンパスメディカルシステムズ株式会社	内視鏡
21700BZZ00200000	EVIS LUCERA 上部消化管汎用ビデオスコープ OLYMPUS GIF TYPE H260Z		内視鏡
21700BZZ00202000	EVIS LUCERA 上部消化管汎用ビデオスコープ OLYMPUS GIF TYPE N260		内視鏡
21700BZZ00227000	ネックスロードシステム アクリロードシステム	株式会社ニデック	眼内レンズ

新たな保険適用 区分B(個別評価)(材料価格として個別に評価されている部分) 保険適用開始年月日:平成17年7月1日

薬事法承認番号	販売名	保険適用希望者	決定機能区分	償還価格(円)
14700BZZ00935000	JMSデイスポーザブル注射器(インシュリン) インシュレット JMSシリンジ(インシュリン)	株式会社ジェイ・エム・エス	001 インスリン製剤注射用デイスポーザブル注射器	20
16300BZZ01080000	JMS CAPD エキステンションチューブ		051 腹膜透析用接続チューブ	14,500
20700BZY01015000	AO ダイナミックヒップスクリューシステムインプラント TAV	シメス株式会社	062 大腿骨外側固定用内副子(3) つばつきプレート(生体用合金 I)	187,000
21200BZG00038000	アキメット ネイル	小林製薬株式会社	073 髄内釘(1) 髄内釘 ② 横止め型	351,000
			073 髄内釘(2) 横止めスクリュー ① 標準型	30,600
			073 髄内釘(3) ワッシャー・ナット	26,500
21300BZY00360000	アースレックス ファスタックスーチャーアンカー		060 固定用内副子(スクリュー)(8) その他のスクリュー ② 特殊型 ア 軟骨及び軟部組織用 i スーチャーアンカー型	50,000
21300BZZ00203000	手術キット	株式会社ホギメディカル	028 胃管カテーテル(2) ダブルルーメン ① 標準型	576
21500BZG00010000	電極カテーテル EPシリーズ EPカテーテルシリーズ	日本光電工業株式会社	116 体外式ペースメーカー用カテーテル電極(1) 一時ペーシング型	32,100
21500BZG00012000	ガイドワイヤ SJM ガイドワイヤー	日本光電工業株式会社	012 血管造影用ガイドワイヤー(2) 交換用	7,250
21500BZY00248000	チタン キャニュレジット ヒップスクリュー	スミス・アント・ネフュー オーソペディックス株式会社	060 固定用内副子(スクリュー)(5) 中空スクリュー(生体用合金 I・L)	36,600
21600BZZ00331000	CVレカフォース SX	テルモ株式会社	021 中心静脈用カテーテル(1) 標準型 ② マルチルーメン イ セルジニング型	10,100
21600BZZ00537000	デューパー バイオラックス親水性ガイドワイヤーZ クイックフレックスZ ルプフローZ アパリートZ ラインエンシー親水性ガイドワイヤーZ ハイトロフィックZ 轟Z ストライパーZ エスコートZ ツインスクリューZ スクリューナビゲーターZ サーフ ランアンドランZ レインボーZ イール	株式会社バイオラックス メディカルデバイス	012 血管造影用ガイドワイヤー(3) 微細血管用	21,700
21600BZZ00598000	マイクロカテーテル キャリー ラビット	株式会社ユー・ティー・エム	010 血管造影用マイクロカテーテル(1) オーバーザワイヤー ② 造影能強化型	46,500
21700BZY00165000	ストラータシャントシステム	日本メトロニック株式会社	112 頭・静脈・腹腔シャントバルブ(1) 標準型 ① 標準機能 ア 近位カテーテル i 標準型	27,500
21700BZY00207000	バイオプレート メッシュ	ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社	061 固定用内副子(プレート)(9) その他のプレート ① 標準 ア 指骨、頭蓋骨、顔面骨、上下顎骨用 ii メッシュ型	116,000
21700BZY00210000	SUMMIT SI スパインシステム	株式会社ロバート・リット商会	064 脊椎固定用材料(5) 脊椎スクリュー(固定型)	95,200
			064 脊椎固定用材料(6) 脊椎スクリュー(可動型)	122,000
			064 脊椎固定用材料(1) 脊椎ロッド	58,500
			064 脊椎固定用材料(7) 脊椎コネクター	49,600
			064 脊椎固定用材料(8) トランスバース固定器	82,100
21700BZY00219000	NC マーキュリー PTCA バルーンカテーテル	アボット・ヴァスキュラー・デバイス・ジャパン株式会社	132 心臓手術用カテーテル(1) 経皮的冠動脈形成術用カテーテル ① 一般型	172,000

21700BZY00222000	インテグラル・スパイン・システム	株式会社イソメディカルシステムズ	064 脊椎固定用材料 (1) 脊椎ロッド	58,500
			064 脊椎固定用材料 (5) 脊椎スクリュー (固定型)	95,200
			064 脊椎固定用材料 (6) 脊椎スクリュー (可動型)	122,000
			064 脊椎固定用材料 (7) 脊椎コネクター	49,600
			064 脊椎固定用材料 (8) トランスバース固定器	82,100
21700BZY00223000	ツインフィクス Ti アンカー ULTRABRAID付	スミス・アント・ネフュー エントスコピー株式会社	060 固定用内副子 (スクリュー) (8) その他のスクリュー ② 特殊型 ア 軟骨及び軟部組織用 i スーチャーアンカー型	50,000
21700BZY00225000	ジェネシス II リビジョン TKA システム	スミス・アント・ネフュー オーソペディックス株式会社	059 オプション部品 (2) 人工膝関節用部品	84,500
			058 人工膝関節用材料 (2) 脛骨側材料 ② 全置換用材料 (II)	234,000
21700BZY00228000	PERFECTA® プロキシマル セントライザー	ライト・メディカル・ジャパン株式会社	059 オプション部品 (1) 人工股関節用部品	33,100
21700BZY00229000	AqWire ハイドロフィリック ガイドワイヤー	イー・ウィスリー株式会社	012 血管造影用ガイドワイヤー (2) 交換用	7,250
			012 血管造影用ガイドワイヤー (3) 微細血管用	21,700
21700BZY00232000	AFJ バイポーラカップ	ライト・メディカル・ジャパン株式会社	057 人工股関節用材料 (2) 大腿骨側材料 ④ 人工骨頭用 イ バイポーラカップ	202,000
21700BZY00233000	トライデントポリエチレンシェル	日本ストライカー株式会社	057 人工股関節用材料 (1) 骨盤側材料 ② 臼蓋形成用カップ (II)	112,000
21700BZY00239000	滅菌済 CORNERSTONE ケージシステム	メトロニック ソファモア デネットワーク株式会社	078 人工骨 (2) 専用型 ⑤ 椎体固定用 ア 1 椎体用	222,000
21700BZY00240000	滅菌済 BOOMERANG2 ケージシステム		078 人工骨 (2) 専用型 ⑤ 椎体固定用 ア 1 椎体用	222,000
21700BZY00243000	マックヘルビック システム (滅菌)	日本ストライカー株式会社	061 固定用内副子 (プレート) (9) その他のプレート ① 標準 イ 下顎骨・骨盤再建用	87,100
21700BZY00245000	ミレニウム サーキュラー フイクセション S	吉野産業株式会社	076 固定用金属ピン (1) 創外固定器用 ② 抗緊張ピン イ 特殊型	38,400
			076 固定用金属ピン (1) 創外固定器用 ① 標準型	50,600
			076 固定用金属ピン (1) 創外固定器用 ② 抗緊張ピン ア 一般型	16,800
21700BZY00246000	ミレニウム サーキュラー フイクセション T		076 固定用金属ピン (1) 創外固定器用 ② 抗緊張ピン イ 特殊型	38,400
			076 固定用金属ピン (1) 創外固定器用 ② 抗緊張ピン ア 一般型	16,800
			076 固定用金属ピン (1) 創外固定器用 ① 標準型	50,600
21700BZY00252000	UniSyn 人工股関節システム	株式会社ロハート・リート商会	057 人工股関節用材料 (2) 大腿骨側材料 ① 大腿骨ステム (I)	653,000
21700BZY00262000	フュージョン胆管拡張用バルーンカテーテル	株式会社メデコスヒラ	137 胆道結石除去用カテーテルセット (2) 経内視鏡バルーンカテーテル ③ 十二指腸乳頭拡張機能付き の一部	※
21700BZY00263000	ストライカー ベーシックフラグメントセット ステンレススチール (滅菌)	日本ストライカー株式会社	061 固定用内副子 (プレート) (3) ストレートプレート (生体用合金 II・S)	5,150
			061 固定用内副子 (プレート) (4) ストレートプレート (生体用合金 II・L)	11,400
			061 固定用内副子 (プレート) (8) 骨端用プレート (生体用合金 II)	39,700
			061 固定用内副子 (プレート) (9) その他のプレート ① 標準 イ 下顎骨・骨盤再建用	87,100
21700BZZ00090000	ネスコ サージカルワイヤー	アルフレッサ ファーマ株式会社	075 固定用金属線 (1) 金属線 ① ワイヤー	1 cm 当たり 23
21700BZZ00091000	ネスコ ダイレクトワイヤー		075 固定用金属線 (1) 金属線 ① ワイヤー	1 cm 当たり 23
21700BZZ00133000	ラディウスプレート	風間精機株式会社	060 固定用内副子 (スクリュー) (1) 一般スクリュー (生体用合金 I)	10,100
			061 固定用内副子 (プレート) (7) 骨端用プレート (生体用合金 I)	106,000
21700BZZ00175000	ラミナプレートシステム	株式会社ホムス技研	064 脊椎固定用材料 (3) 脊椎プレート (L)	181,000
			064 脊椎固定用材料 (5) 脊椎スクリュー (固定型)	95,200
21700BZZ00178000	ロンディス	株式会社クリニカル・サブライ	010 血管造影用マイクロカテーテル (1) オーバーザワイヤー ① 選択的アプローチ型 ア プレードあり	60,300
21700BZZ00182000	Ti-Edge システム	株式会社ホリックス	060 固定用内副子 (スクリュー) (1) 一般スクリュー (生体用合金 I)	10,100
			060 固定用内副子 (スクリュー) (5) 中空スクリュー (生体用合金 I・L)	36,600
			062 大腿骨外側固定用内副子 (1) つばなしプレート (生体用合金 I)	92,300
			062 大腿骨外側固定用内副子 (3) つばつきプレート (生体用合金 I)	187,000
			062 大腿骨外側固定用内副子 (7) スライディングラグスクリュー (生体用合金 I)	110,000
			062 大腿骨外側固定用内副子 (8) 圧迫固定スクリュー (生体用合金 I)	11,700
21700BZZ00233000	ヒリアリー-MKステント	シルクス株式会社	035 胆道ステントセット (2) 自動装着システム付 ① 永久留置型 イ カバーなし	293,000

※ 当該製品は、決定機能区分を満たす医療材料の一部であるため当該製品単体では算定できない。

(参考)

告示番号 073

 中医協 総-3-2
 17.7.13

【1. 特定保険医療材料の定義について】(平成16年3月5日 保医発第0305007号)

告示番号・分野名・定義	機能区分名・定義	機能区分コード 略称・償還価格
073 髄内釘 次のいずれにも該当すること。 ① 薬事法承認上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「骨接合用品」であること。 ② 骨折の固定若しくは安定、骨長の調整、変形の矯正又は関節固定を目的に、長管骨の骨髓腔内に挿入して使用する固定材料であること。 —機能区分の考え方— 構造、使用目的及び材質により、髄内釘(5区分)、横止めスクリュー(2区分)及びワッシャー・ナット(1区分)の合計8区分に区分する	① 髄内釘・一般型 次のいずれにも該当すること。 ア 横止めスクリューを併用しない釘(付属品及び軟部組織侵入防止栓(エンドキャップ)を含む。)であること。 イ 単数で使用されるものであること。	B0020730101 髄内釘・F4-a 271,000 円
	② 髄内釘・横止め型 次のいずれにも該当すること。 ア 骨片の回旋防止又は脚長維持を目的に横止めスクリューを併用する釘(付属品及び軟部組織侵入防止栓(エンドキャップ)を含む。)であること。 イ 単数で使用されるものであること。	B0020730102 髄内釘・F4-b 351,000 円
	③ 髄内釘・大腿骨頸部型 次のいずれにも該当すること。 ア 大腿骨頸部に挿入し大腿骨頸部を固定する機能を有する釘(付属品及び軟部組織侵入防止栓(エンドキャップ)を含む。)であること。 イ 単数にて使用されるものであること。	B0020730103 髄内釘・F4-c 288,000 円
	④ 髄内釘・集束型(エンダー型) 骨髓腔内に複数挿入して固定する釘(付属品を含む。)であること。	B0020730104 髄内釘・F4-d 11,100 円
	⑤ 髄内釘・可変延長型 次のいずれにも該当すること。 ア 骨の成長に伴い、術後に釘長が伸縮する機能を有する釘(付属品及び軟部組織侵入防止栓(エンドキャップ)を含む)であること。 イ 単数にて使用されるものであること。 ウ 骨長の調整を目的に使用されるものであること。	B0020730105 髄内釘・F4-e 461,000 円
	⑥ 横止めスクリュー・標準型 次のいずれにも該当すること。 ア 髄内釘に専用で使用される螺子又はピンであること。 イ ⑦に該当しないこと。	B0020730201 髄内釘・F4-f-1 30,600 円
	⑦ 横止めスクリュー・大腿骨頸部型 次のいずれにも該当すること。 ア 髄内釘に専用で使用される螺子又はブレードであること。 イ 大腿骨頸部に挿入し、骨折部の圧迫固定や回旋防止に使用するものであること。	B0020730202 髄内釘・F4-f-2 82,600 円
	⑧ ワッシャー・ナット 次のいずれにも該当すること。 ア 髄内釘に専用で使用されるものであること。 イ 次のいずれかに該当すること。 i 円盤状の形状であって中央に孔を有するもの(ワッシャー)であること。 ii 円盤状の形状であって中央の孔にネジ山を有するもの(ナット)であること。	B0020730300 髄内釘・F4-j 26,500 円

【2. 特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について】(平成16年3月5日 保医発第0305004号)

該当なし

【3. 分野名・定義の解説】

薬事法承認上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「骨接合用品」であること。

大腿骨、脛骨に代表される長管骨の髓腔内に挿入され固定を目的に使用される。

各種の髓内釘を5つに機能区分化されている。①一般型は、横止めスクリュー用ホールを有しない髓内釘である。②横止め型は、釘挿入後の回旋変形や骨短縮を防ぐ為に、横止めスクリューを挿入可能な構造を有している。③大腿骨頸部型は、転子部骨折を適応とした髓内釘で、大腿骨頸部に挿入する専用ラグスクリュー又はブレードを受入れる構造を有している髓内釘を言う。④集束型は、通称エンダー釘(オリジナルのエンダー釘及びエンダータイプはほぼ同じ形状)と呼ばれる釘を区分化し、複数本挿入する事で安定化を図る機構を有している。⑤骨延長のみを目的とした髓内釘は、可変延長型に区分化され釘の長さが可変可能な構造を有していなければならない。横止めスクリューは、釘の回旋防止、骨の短縮を防ぐ為に使用される髓内釘専用横止めスクリュー・標準型と大腿骨頸部骨折の固定の目的で使用される大腿骨頸部に挿入される横止めスクリュー・大腿骨頸部型に区分化される。共に当該髓内釘への専用性が必要である。

ワッシャー・ナットも当該髓内釘専用、スクリューの圧迫力を維持増大させる為にスクリューと共に使用される。

【4. 機能区分名・定義の解説】

① 髓内釘・一般型

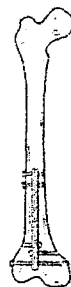
主に長管骨骨折に対して、骨髓腔内(髓内)に棒状の材料を挿入して固定するため「髓内釘」と呼ばれている。

大腿骨の骨折に対して髓内釘・一般型で固定した例(図)



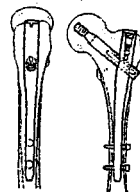
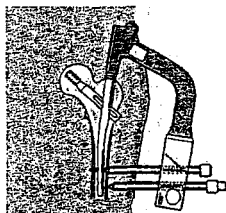
② 髓内釘・横止め型

大腿骨の骨折に対して髓内釘・横止め型と横止めスクリュー・標準型で固定した例(図)



③ 髓内釘・大腿骨頸部型

大腿骨頸部の骨折に対して髓内釘・大腿骨頸部型と横止めスクリュー・大腿骨頸部型で固定した例(図)



* 専用の手術器械で髓内釘とスクリューが固定される。

④ 髓内釘・集束型(エンダー型)

大腿骨の骨折に対して髓内釘・集束型で固定した例(図) * 髓内に複数の髓内釘が挿入、固定されている。



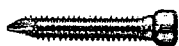
⑤ 髓内釘・可変延長型

髓内釘・可変延長型を挿入し、長管骨部を延長した例(図)



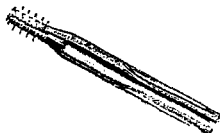
⑥ 横止めスクリュー・標準型

製品例(前頁②③の髓内釘との併用例を参照)



⑦ 横止めスクリュー・大腿骨頸部型

製品例(前頁②③の髓内釘との併用例を参照)



⑧ ワッシャー・ナット



ワッシャー製品例

ナット製品例

【5. 一般的適応疾患等】

大腿骨・脛骨・上腕骨及び尺骨等長管骨の開放性・閉鎖性骨幹部骨折(創に外傷を伴った骨折か、外傷を伴わない骨折か)、
大腿骨頸部転子部骨折、大腿骨頸部内側骨折、骨折治療後の遷延治癒(骨接合術後に骨癒合が不十分であった場合)、偽
関節(骨接合術後に骨癒合しなかった場合)、等

平成18年度診療報酬改定に向けたスケジュールについて（案）

中医協 総－4－1
17. 7. 13

中医協

8月末～

診療報酬調査専門組織の調査結果等を踏まえつつ、前回改定までの中医協における議論の経緯から引き続き検討することとされた事項について、調査・審議。診療報酬改定の結果の検証について検討

10月（目途）～12月（目途）

医療経済実態調査結果等の報告。これを受けて、診療報酬等の改定率について議論し、必要に応じて、厚生労働大臣に意見提出

1月～

厚生労働大臣の諮問を受け、具体的な診療報酬点数の設定に係る調査・審議

＜ 改定案の策定に至る過程において、広く国民の意見を募集 ＞

2月～3月

厚生労働大臣に対し、診療報酬点数の改定案を答申

社会保障審議会

9月～11月（目途）

医療保険部会及び医療部会において、診療報酬改定に係る基本方針について審議

内閣

12月末

予算編成過程において、診療報酬等の改定率を決定

厚生労働大臣

1月

中医協に対し、予算編成過程を通じて内閣が決定した改定率を所与の前提として、社会保障審議会において策定された基本方針に基づき、診療報酬点数の改定案の調査・審議を行うよう諮問

厚生労働大臣

2月～3月

診療報酬改定に係る告示・通知の発出

平成１８年度診療報酬改定に向けた検討項目例
(議論のためのたたき台)

(案)

１ 医療技術の適正な評価

- 難易度、時間、技術力等を踏まえた評価の検討
(手術に関する施設基準等の在り方の検討)
- 栄養・生活指導、重症化予防等の評価の検討
- 医療技術の評価・再評価の検討

２ 医療機関のコスト等の適切な反映

１ 疾病の特性等に応じた評価

- 急性期入院医療に係る診断群分類別包括評価（ＤＰＣ）導入の影響の検証
を踏まえたＤＰＣの在り方の検討
- 慢性期入院医療における患者の特性等に応じた包括評価の検討
- 回復期リハビリテーション、救急医療、小児医療、精神医療、在宅医療、
終末期医療等の適切な評価の検討

２ 医療機関等の機能に応じた評価

- 初診料・再診料の体系等の外来医療の評価の在り方の検討
- 入院医療の評価の在り方の検討

3 その他のコストの適切な反映

- 医療の質や安全の確保等に関するコストの評価の在り方の検討
- 入院時食事療養費の評価の在り方の検討

3 患者の視点の重視

- 患者への情報提供の推進、患者による選択の重視のための方策の検討

4 その他

- 歯科診療報酬の見直しの検討
- 調剤報酬の見直しの検討
- 画期的新薬の適切な評価及び後発品の使用促進のための環境整備の検討
- IT化の推進のための環境整備の検討

5 診療報酬体系の在り方

- 医療技術の適正な評価（ドクターフィー的要素）及び医療機関のコストや機能等を適切に反映した総合的な評価（ホスピタルフィー的要素）の観点を踏まえた見直しの検討
- 診療報酬体系の簡素化・合理化の検討

6 他の制度改革との連携

- 介護保険制度に係る改革及び介護報酬改定との連携の検討
- 医療提供体制に係る改革との連携の検討

中医協	総	－	4	－	3
1	7	.	7	.	13

中医協	総	－	5		
1	7	.	6	.	15

(資料1)

- ・ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針について（抄）

（平成15年3月28日 閣議決定）

(資料2)

- ・ 平成16年度診療報酬改定の基本方針

（平成15年12月12日 中医協了解）

(資料3)

- ・ 中央社会保険医療協議会の審議報告

（平成15年12月18日 中医協了解）

(資料4)

- ・ 中医協会長から厚生労働大臣への答申書（写）

（平成16年2月13日）

(資料 1)

健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条 第2項の規定に基づく基本方針について（抄）

〔平成15年3月28日〕
閣 議 決 定

政府は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）附則第2条第2項の規定に基づき、基本方針を別紙のとおり定める。

第1 はじめに

昨年7月に成立した健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項において、政府は、

- ①保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方
- ②新しい高齢者医療制度の創設
- ③診療報酬の体系の見直し

に関する基本方針を平成14年度中に策定することとされたところである。

この「基本方針」は、医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する今後の改革の基本的な方向を示すものであり、政府としては、この「基本方針」に基づき、今後、具体的な改革の内容を検討していくこととする。

第2 医療保険制度体系（略）

第3 診療報酬体系

1 基本的な考え方

診療報酬体系については、少子高齢化の進展や疾病構造の変化、医療技術の進歩等を踏まえ、社会保障として必要かつ十分な医療を確保しつつ、患者の視点から質が高く最適の医療が効率的に提供されるよう、必要な見直しを進める。

その際、診療報酬の評価に係る基準・尺度の明確化を図り、国民に分かりや

すい体系とする。

2 基本的な方向

診療報酬体系については、①医療技術の適正な評価（ドクターフィー的要素）、②医療機関のコストや機能等を適切に反映した総合的な評価（ホスピタルフィー的要素）、③患者の視点の重視等の基本的な考え方に立って見直しを進める。

3 具体的な方向

（１）医療技術の適正な評価

医療技術については、出来高払いを基本とし、医療従事者の専門性やチーム医療にも配慮しつつ、難易度、時間、技術力等を踏まえた評価を進める。そのために必要な調査・分析を進める。

高脂血症、高血圧、糖尿病等の生活習慣病等の重症化予防を重視する観点から、栄養・生活指導、重症化予防等の評価を進める。

医療技術の進歩や治療結果等を踏まえ、新規技術の適切な導入等が図られるよう、医療技術の評価、再評価を進める。

（２）医療機関のコスト等の適切な反映

入院医療について必要な人員配置を確保しつつ、医療機関の運営や施設に関するコスト等に関する調査・分析を進め、疾病の特性や重症度、看護の必要度等を反映した評価を進めるとともに、医療機関等の機能の適正な評価を進める。

① 疾病の特性等に応じた評価

急性期入院医療については、平成１５年度より特定機能病院について包括評価を実施する。また、その影響を検証しつつ、出来高払いとの適切な組合せの下に、疾病の特性及び重症度を反映した包括評価の実施に向けて検討を進める。

慢性期入院医療については、病態、日常生活動作能力（ADL）、看護の必要度等に応じた包括評価を進めるとともに、介護保険との役割分担の明確化を図る。

回復期リハビリテーション、救急医療、小児医療、精神医療、在宅医療、終末期医療等について、医療の特性、患者の心身の特性、生活の質の重視等を踏まえた適切な評価を進める。

② 医療機関等の機能に応じた評価

入院医療については、臨床研修機能、専門的医療、地域医療支援機能等の医療機関の機能及び入院期間等に着目した評価を進める。

外来医療については、大病院における専門的な診療機能や紹介・逆紹介機能等を重視した評価を行うとともに、診療所及び中小病院等における初期診療、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の機能、訪問看護、在宅医療等のプライマリケア機能等を重視した見直しを進める。

（３）患者の視点の重視

① 情報提供の推進

医療機関の施設基準や機能等に関する情報、診療・看護計画等の情報の提供を進める。

② 患者による選択の重視

患者ニーズの多様化や医療技術の高度化を踏まえ、特定療養費制度の見直しを行う等患者の選択によるサービスの拡充を図る。

（４）その他

① 歯科診療報酬

上記のほか、口腔機能^{くう}の維持・増進の観点から、歯科診療所と病院歯科における機能や連携に応じた評価、う蝕^{しよく}や歯周疾患等の重症化予防、地域医療との連携を重視した在宅歯科医療等の評価を進める。

② 調剤報酬

上記のほか、医薬品の適正使用の観点から、情報提供や患者の服薬管理の適正な推進等保険薬局の役割を踏まえた評価を進める。

③ 薬価・医療材料価格制度等

薬価算定ルールの見直しについて検討を行う。

画期的新薬について適切な評価を推進するとともに、後発品の使用促進のための環境整備を図る。

医薬品等に係る保険適用及び負担の在り方について検討を行う。

医療材料価格について、引き続き、内外価格差の是正を進める。

医薬品、医療材料、検査等について、市場実勢価格を踏まえた適正な評価を進める。

第4 改革の手順・時期

この基本方針に基づく医療保険制度体系に関する改革については、平成20年度に向けて実現を目指す。法律改正を伴わずに実施可能なものについては逐次実施に移すものとし、法律改正を伴うものについては、概ね2年後を目途に順次制度改正に着手する。

診療報酬体系に関する改革については、次期診療報酬改定より、逐次、実施を図る。

この基本方針に基づく検討に当たっては、社会経済情勢の変化、医療保険及び国・地方の財政状況の推移等を十分に勘案するとともに、地方公共団体、保険者、医療関係者等を含め広く国民の意見を聴いた上で具体的な内容を取りまとめるものとする。

また、医療保険制度の改革に当たっては、年金制度、介護保険制度等の関連する社会保障制度の改革や政府の経済財政運営の方針との整合性を確保するとともに、その実施に当たっては、現行制度から新制度への円滑な移行がなされるよう十分に配慮するものとする。

この基本方針のほか、先般の改正法附則第2条に規定されている医療及び医療に要する費用に関する情報の収集、分析等の体制の整備、保険給付の内容及び範囲の在り方等の課題についても引き続き検討を行い、医療制度の改革を総合的に推進するものとする。

(資料 2)

平成16年度診療報酬改定の基本方針

平成15年12月12日
中央社会保険医療協議会了解

1 医療技術の適正な評価

(1) 難易度、時間、技術力等を踏まえた評価

- 「難易度」について、手術や処置などの医療技術を対象に、当該技術を行うのに必要な医師の経験年数、医療提供者の必要人員、時間などを尺度とした評価の精緻化を行う。
- 「技術力」について、平成14年度改定で大幅に拡大された手術に関する施設基準については、技術集積性とアウトカムとの関係に関する調査・分析を実施することとする。ただし、地域性や緊急性の考慮、患者への情報提供の推進の観点から、施設基準の在り方に関する当面の対応について引き続き検討する。
- チーム医療について、心のケアや入院患者への栄養、服薬に関する評価・指導などの技術の具体的評価について検討する。

(2) 栄養・生活指導、重症化予防等の評価

- 生活習慣病等に対する指導管理や術後合併症等の予防技術に対する評価について検討する。

(3) 医療技術の評価、再評価

- 医師の基本的技術や各診療科固有の技術に関する評価について、有効性、安全性、効率性、医療費に与える影響等を踏まえ、その評価の在り方について検討する。
- 手術料等の技術料に含まれる材料代や医療用具の使用コストについて、材料代等の動向等にも留意しつつ適正な評価を図るとともに、技術評価におけるものと技術の関係について引き続き検討する。
- 既存の技術について、陳腐化した技術の整理を行うとともに、臨床現場における技術の実施実態を踏まえた適切な評価の在り方について検討する。
- 長期投薬に伴う管理及び判断の評価や注射薬にかかる調剤技術評価等について検討する。

2 医療機関のコスト等の適切な反映

(1) 疾病の特性等に応じた評価

① 急性期入院医療

○ 診断群分類別包括評価

- 急性期医療に係る診断群分類別包括評価（以下「DPC」という。）について、診断群分類の見直しを行うとともに、包括評価の範囲について検討する。
- 重症患者等の受入実績や医師の研修機能などの特定機能病院の機能評価の在り方について検討する。
- DPC導入の影響の検証を行い、その適用拡大等の提案を含め、今後の方針について検討する。

○ その他の一般の急性期入院医療

- DPC以外の急性期入院医療については、必要以上の転院、転棟が患者に与える影響や医療機関の機能分化の観点から、現行の平均在院日数による算定区分や入院期間による入院基本料の逓減制等、評価の在り方等について検討する。
- 集中的な治療が必要で看護の必要度が高い患者に対し、密度の高い医療を効率的に提供する観点から、ICUに準ずる機能を有する治療室の評価について検討する。
- 一般病棟に長期間入院している患者について、必要な医療の特質に配慮しつつ、適正な評価を行う。

② 慢性期入院医療

- 180日を超えて入院している患者のうち、特定療養費の対象とならない患者の要件について、診療の実態を踏まえ再検討する。
- 慢性期病棟に入院している患者の他医療機関受診時の評価について、診療の実態を踏まえ再検討する。
- 慢性期の入院医療について、調査に基づき、患者特性に応じた包括評価について検討する。

③ 亜急性期（回復期）医療

- 回復期リハビリテーション病棟の対象となる患者以外の患者に対する亜急性期（回復期）医療について、一定の入院期間に在宅復帰等を目的とした地域一般医療の提供を行う機能を有する病棟の評価について検討する。

④ その他疾病の特性等に応じた医療の評価

○ 救急医療

- 新型救命救急センターの評価について検討する。

○ 小児医療

- これまでの診療報酬上の取組の効果を検証しつつ、小児救急医療体制、特に夜間診療体制に応じた評価や、専門的な小児入院医療等に対する評価の充実を図る。
- 新生児救急医療について、新生児入院医療管理加算の見直しを含め評価の充実を図る。

○ 精神医療

- 精神科急性期医療の評価、地域への復帰を支援する医療の評価、在宅医療の評価を進め、社会的入院の解消を図る。

○ 在宅医療

- 訪問診療・訪問看護などの評価の充実や在宅終末期医療の評価など在宅医療の評価の推進を図る。

(2) 医療機関等の機能に応じた評価

① 入院医療

○ 臨床研修機能

- 平成16年度から導入される医師の新臨床研修制度については、公費による支援制度との関係に留意しつつ、診療報酬上の対応について検討する。

○ 地域医療支援機能

- 医療機関の機能分化の推進や地域医療支援病院の承認要件の見直しを踏まえ、紹介・逆紹介率の向上等のための評価の在り方について検討する。

○ その他の入院医療における機能

- 一般病床・療養病床など、病床の機能に応じた評価の観点から、看護体制、休日・夜間対応、後方支援病院確保等の観点に配慮しつつ、評価の在り方について検討する。

- 有床診療所の入院について、地域における役割に留意し、人員配置や機能に応じた評価について検討する。

② 外来医療

- 外来医療における医療機関の機能分担の明確化の観点から、病院・診療所間のその役割分担に応じた点数の在り方や患者が自己の病態に合った適切な医療機関を選択できる仕組みについて検討する。
- 外来医療について、かかりつけ医等機能の積極的評価を進めるとともに、平成15年5月21日の再診料逡減制の見直しにかかる答申に付した意見について引き続き検討する。

(3) その他のコストの適切な評価

- 医療安全体制整備について、人的コスト・物的コストの実態を踏まえ、重点的に評価すべき事項について評価を検討する。
- 入院時食事療養費について、実態調査の結果や適切な食事提供のあり方を踏まえ、評価の在り方について検討する。

3 患者の視点の重視

(1) 情報提供の推進

- 施設基準や医療機関の機能に関する情報提供をさらに推進していくため、情報提供の推進方策について検討する。
- 入院診療計画等診療や看護に係る計画等の情報提供を一層推進するための評価について検討する。
- なお、標準的ガイドラインの開発などの提案については、引き続き検討する。

(2) 患者による選択の重視

- 患者による選択という観点を含め、特定療養費制度の基本的な在り方及び具体的な評価について、引き続き検討する。

4 その他

(1) 歯科診療報酬

① 歯科診療所と病院歯科における機能や連携に応じた評価

- 歯科診療所のかかりつけ歯科医機能の充実として、再診時（治療途中）における治療の流れや次回の治療内容の説明等の患者の視点を重視した情報提供等の充実・評価について検討する。
- 高次歯科医療を担う病院歯科機能の充実及び連携の推進により、全身疾患を有する患者等に対する医科・歯科連携や総合的医学管理にかかる技術の評価について検討する。

② う蝕や歯周疾患等の重症化予防

- 混合歯列期における、う蝕や歯周疾患の重症化予防に対する口腔の継続的に行う管理的治療技術の評価について検討する。
- 生涯を通じたう蝕や歯周疾患等の継続管理治療体系にかかる評価の在り方について検討する。

③ 地域医療との連携を重視した在宅歯科医療等の評価

- かかりつけ歯科医機能、病診連携等による患者の視点やQOL向上の観点を踏まえた歯科訪問診療、訪問歯科衛生指導の機能充実にかかる適正な評価について検討する。

④ その他

- 歯及び補綴物の長期維持に関する基本的技術の評価の在り方について検討する。
- 補綴における診断設計の充実等にかかる技術の評価の在り方について検討する。

(2) 調剤報酬

- 医薬分業の評価について検討を行うとともに、患者の安全性の確保や医薬品の適正使用の推進のため、患者や家族に対する情報提供、服薬管理の推進等の評価の在り方、かかりつけ薬剤師の機能とその評価の在り方等について検討する。
- 調剤基本料の区分等の在り方について検討を行うとともに、調剤料について、長期投薬の処方実態を踏まえ、その評価の在り方について検討する。

(3) その他

① 後発品の使用促進のための環境整備

② IT化の推進

- 医療機関のIT化推進のための環境整備や薬剤名、主傷病名のレセプト記載の問題に関し、引き続き検討する。
- 診療報酬点数表の整理・簡素化、診療行為のコード化等について、引き続き検討する。

5 診療報酬体系の在り方

(1) 診療報酬体系の構造

- 現行の点数評価を基礎に、「医療技術料」（ドクターフィー）、「施設管理料」（ホスピタルフィー）などといった新たな区分への再編を検討するとともに、薬剤・材料代等の「もの代」の位置付け等について引き続き検討する。
- 加算・減算・逡減制・算定制限等の診療報酬上のルールについて、それぞれの基本的な考え方を整理し、可能な限り簡素化・合理化をめざす。

(2) 老人診療報酬体系の在り方

- 老人の心身の特性にふさわしい良質な医療の効率的な提供を図る観点から、長期になりやすい入院期間や外来の多診療科頻回受診など老人の診療特性を踏まえた適正な評価の在り方について検討する。

(資料 3)

中央社会保険医療協議会の審議報告

〔平成15年12月18日
中央社会保険医療協議会了解〕

1 診療報酬改定

次期診療報酬改定に当たっては、フリーアクセスを原則としつつ国民皆保険体制を持続可能なものとし、患者中心の質がよく安心できる効率的な医療を確立するという基本的考え方に立って、「平成16年度診療報酬改定の基本方針」に沿った合理的でメリハリのついたものを目指す。

現状の厳しい経済社会情勢を反映する中で、医療の安全・質の確保、具体的には、DPC、小児医療・精神医療等を重点的に評価し、国民が納得できる改定とする。

支払側、診療側双方とも上記改革を進めるために診療報酬改定を行うことに合意した。

2 薬価及び特定保険医療材料価格改定

薬価については、薬価の在り方に関するこれまでの論議を踏まえつつ、最近の我が国の医療保険財政を取り巻く厳しい状況に鑑み、引き続き、画期的新薬等の適切な評価を行うとともに、流通过程における価格形成の実態を含め、市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化、先発品の価格の適正化を図る。

また、特定保険医療材料価格については、特定保険医療材料価格に関するこれまでの論議を踏まえつつ、商品の国際流動性の高まりや最近の我が国の医療保険財政を取り巻く厳しい状況に鑑み、革新的な新規の医療材料については引き続き適切な評価を行うとともに、市場実勢価格を踏まえた価格の適正化と併せ、内外価格差是正の観点からその根拠となるデータについて引き続き精査を行うとともに、価格の適正化を行う。



(資料 4)

平成16年2月13日

厚生労働大臣

坂口 力 殿

中央社会保険医療協議会

会長 星野 進保

答 申 書

平成16年2月13日付け厚生労働省発保第0213001号をもって諮問のあった件については、諮問のとおり改正することを了承する。

なお、答申に当たっての本協議会の意見は、別添のとおりである。

(別添)

- 1 「患者中心で質が良く安心できる効率的な医療を確立する」という基本的な考え方に沿って、診療報酬調査専門組織も活用し、医療の質や安全の確保等に要するコストの評価の在り方、簡素化・合理化やIT化対応等を含めた診療報酬体系の改革について、引き続き、検討を行うこと。
- 2 急性期入院医療については、DPCや手術の施設基準などについて、必要なデータの整備や分析体制の強化等を図り、その評価の検証を行うこと。
- 3 慢性期入院医療については、患者の特性等に応じた包括評価について、介護保険制度・介護報酬との整合性も図りつつ、引き続き、検討を行うこと。
- 4 外来医療については、病院の外来の在り方を含め、病院・診療所間等の機能分化と連携強化を推進し、初診料・再診料体系の見直し等、外来医療の在り方について、引き続き、検討を行うこと。
- 5 歯科診療報酬については、口腔機能の維持・増進に資する効率的な歯科医療技術の評価の在り方について検討するとともに、かかりつけ歯科医の機能の充実改善、情報提供の充実等、患者サービスの一層の向上に向けて、体系的な検討を行うこと。
- 6 調剤報酬については、医薬分業の進展を踏まえ、調剤基本料の区分、「剤」に基づき算定する調剤料や、かかりつけ薬剤師の機能等の保険薬局の機能について、体系的な検討を行うこと。
- 7 今回新たに導入したハイケアユニット及び亜急性期入院医療、地域連携小児夜間・休日診療料等について、その実態の調査・評価を行うこと。
- 8 後発品の使用環境の整備の在り方について、引き続き、検討すること。
- 9 医療経済実態調査、薬価調査等の改善についても、引き続き、検討すること。